

石川県公報

令和2年3月31日(火曜日)

号 外

(第26号)

目 次

訓 令				
○石川県職員旅費取扱規程の一部改正	(人事課)	1	○石川県職員被服貸与規程の一部改正	(同) 1
			○石川県職員健康管理規程の一部改正	(同) 2

訓 令

石川県訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員旅費取扱規程(昭和29年石川県訓令第144号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「昭和二十九年四月石川県条例第四号」を「昭和二十九年石川県条例第四号」に、「により」を「により」に、「及び臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償支給条例」を「臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に、「取扱」を「取扱い」に、「本規程」を「この規程」に改める。

第2条中「第三条に規定する技能労務職給料表」を並び、「若並びに」を「若」に改め、「採用された者」の下に「並びに石川県会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年石川県条例第十三号)又は会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則(令和二年石川県規則第十四号)の適用を受ける若」を加える。

第9条を削る。

第10条第5号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

別表の二の項中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の石川県職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程(昭和37年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1の14の項中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改め、同表20の項中「技術職員」を「事務職員」に改め、同項備考の欄を次のように改める。

作業服及びゴム長靴については、生産若しくは流通の立入検査業務、日本農林規格による有機農産物の現地調査業務又は工事の検査、設計積算若しくは技術指導の業務に従事する職員に限る。
 雨外とうについては、工事の検査、設計積算又は技術指導の業務に従事する職員に限る。

別表第1の27の項中「農業安全課」を「畜産振興・防疫対策課」に改め、同項備考の欄を次のように改める。

生産又は流通の立入検査業務に従事する職員に限る。

別表第2中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から9の項までを1項ずつ繰り上げ、同表10の項中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改め、同表中11の項を10の項とし、12の項から14の項までを1項ずつ繰り上げ、15の項を削り、16の項を14の項とし、17の項を15の項とし、同項の次に次のように加える。

16	畜産振興・防疫対策課	作業白衣 作業帽 ゴム手袋					
----	------------	---------------------	--	--	--	--	--

別表第2中18の項を17の項とし、19の項から27の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

石川県訓令第7号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員健康管理規程（昭和53年石川県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条第1項中「職員及び同条第3項」を「職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間未満である者を除く。）及び法第3条第3項」に改める。

第9条第6号を次のように改める。

(6) 生活習慣病健康診断

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。